

政令第 号

運輸施設整備事業団法施行令の一部を改正する政令

内閣は、運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

運輸施設整備事業団法施行令（平成九年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「六年間」を「十年間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 運輸施設整備事業団法施行令第七条第一項に規定する大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道に係る鉄道の建設に関する事業に係る貸付金で、この政令の施行前にその償還が開始されたものの償還条件につ

いては、なお従前の例による。

理由

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第九条第二項に規定する同意
特定鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る貸付金の償還条件を変更する必要があるからである。